

バイオマス利活用施設の概要

作成日：平成 19 年 12 月 3 日

作成者：(株) 廃棄物工学研究所

 	【施設名称】 廃食用油軽油代替燃料化施設
	【事業主体】 出雲市（旧平田市）
	【所在地】 島根県出雲市西郷町 865-4 （旧平田市環境衛生センター内）
	【運転開始年】 平成 13 年
原材料	廃食用油
生産物(種類)	バイオディーゼル燃料
利用方法	上記所在地で精製し公共用車両に使用。
導入目的・経緯	宍道湖は、湖沼水質特別措置法に定める指定湖沼であることから、平成 10 年度旧平田市において水辺環境保全対策の調査、研究を行った。その中で特に注目したものが、河川に米のとぎ汁や味噌汁などが流れた場合と廃食用油が流れた場合とでは、BODの負荷が廃食用油の方がはるかに高いことから、市では全市域の全量が回収できることと再利用方法などを検討した。その結果、廃食用油からの燃料化事業が、河川の汚濁負荷の軽減やバイオマス利活用につながると判断しこの事業を実施する。この事業は平成 17 年 3 月の合併後も全市域 48 箇所に回収拠点施設を拡大し現在に至っている。
設備仕様	敷地面積：40 m ² 主要処理設備： 分離タンク、反応設備、精製タンク、給油設備 処理方式：アルカリ触媒法 利用用途：生活バス 2 台・環境施設使用塵芥車 5 台
稼働状況	20 日/月 実績精製量：35,600 L / 年（平成 18 年度）
経済性関連データ	初期投資額：約 30,000 千円（国庫補助： %、県補助： %、市補助：約 %、残り自己負担）
導入効果	中海・宍道湖がラムサール条約湿地として認定されたこともあり、貴重な水環境、資源の保全の重要性を市民に認識していただくとともに、廃棄物リサイクル、食品リサイクル、化石燃料の使用削減及び代替エネルギーなど環境問題の定義がなされた。
運営上の課題	・バイオディーゼル燃料の品質保持には細心の注意を払っているが、使用車両の燃料システムの不具合が生じた場合の対応が今後の課題である。
備考	NEDO：バイオマスエネルギー導入ガイドブック 画像： http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/bio/jirei-link/food.html